

【フランス】 県議会議員への女性の進出を促進する法律の制定

* フランス国民は、政治参画における男女平等に非常に高い関心を持っている。最近では、男性の比率が高い県議会議員への女性の進出を促進するために、パリテ(男女平等政治参画)を目的とする法律が制定された。

立法の背景

フランスは、県議会議員のみならず、国民議会（下院）・元老院（上院）議員選挙、欧州議会議員選挙、州議会議員選挙及び市町村議会議員選挙等において、女性の進出を促進する法制度を整備してきた。直近では、幅広い分野でのパリテを目的として、「議員職及び公職への男女の平等なアクセスを推進することに関する 2007 年 1 月 31 日の法律第 2007-128 号」（以下「2007 年法」という。）（注 1）が制定されている。

フランスの県議会議員の選出方法は、選挙区ごとに 1 名を選出する多数代表 2 回投票制である。第 1 回目の投票で過半数を獲得し、かつ、有権者の 4 分の 1 以上の票を得た候補者がいれば、その者を当選とする。そうした者がいない場合には、第 1 回目の投票で 10%以上の票を得た者による決選投票を行い、相対多数の者を当選者とする。

県議会議員は地元の代表という性格が強く、候補者が属する政党及び政治団体という党派よりも、その人物像によって選出されるという傾向があるので、他の議員職に比較して、男性が占める割合が非常に高い。2004 年に行われた統一地方選の結果では、県議会議員全体に女性議員の占める割合は、わずか 9.3%であった。また、女性議員が全く選出されない県が 18 にものぼった。

2007 年法による県議会議員選出におけるパリテの整備

こうした事情を背景として、県議会議員選出におけるパリテの整備を初めて行ったのは、2007 年法であった。2007 年法第 4 条は、県議会議員立候補者が補充候補者（suppléant）を登録すべきことを定めた。そもそも立候補者が補充候補者を登録しなければならないという規定は、国民議会議員選挙について採用されたものである。補充候補者とは、第 1 に、当選した議員が死亡した場合、第 2 に、当該議員が兼職を禁止されている職に就くため、国民議会議員を辞職する場合、その者を代行し任期終了まで代理を務める者である。

2007 年法は、この規定を県議会議員にも適用し、また、パリテの措置を補充候補者の登録というシステムに内在させた。すなわち、県議会議員は、立候補の際に、補充候補者を指名しなければならないと定められたのである。前述のように、県議会議員は男性が非常に多くを占めるので、補充候補者は女性となる場合が多くなり、そのことにより、女性が県議会議員に進出する可能性が広がることになる。なお、死亡及び兼職禁

止により、県議会議員が空席となるケースは決して少なくない（1999年から2007年までの間363件の空席が発生した）。内務省統計によると、議席空席総数を100%とした場合、死亡による空席が35.81%、兼職禁止による空席が36.91%であった。

2008年法が規定するパリテ

県議会議員選出におけるパリテをさらに推進するために、「男女の県議会への平等なアクセスを可能にする2008年2月26日の法律第2008-175号」（以下「2008年法」という。）（注1）が制定された。この2008年法は、上述した兼職禁止によって補充候補者が代理を務めるというケースをより広げようとするものである。

2007年法は、兼職禁止により、補充候補者が自動的に代理となるケースは次の2つの場合であると規定している。第1に、県議会議員は、州議会議員、コルシカ議会議員、パリ市議会議員又は市町村議会議員を2以上兼職してはならない（選挙法典L.第46-1条）。それ故、県議会議員が、例えば、市町村議会議員を兼職していたが、州議会議員に当選したので、県議会議員を辞職するということがあり得る。第2に、欧州議会議員が、L.第46-1条に列挙される議員職を2以上兼職することは禁止されている。それ故、県議会議員が、例えば、市町村議会議員を兼職していたが、欧州議会議員に当選したため、県議会議員を辞職するという事態が生じうる（選挙法典L.第46-2条）。

2008年法は、以上に加えて、県議会議員が元老院議員及び国民議会議員に当選した場合にも、別の性の補充候補者による自動的な引継ぎが為されることを規定している。選挙法典L.O.第141条は、元老院議員及び国民議会議員が、2以上の地方の議員職に就くことを禁止している。すなわち、上下両院の議員は、州議会議員、コルシカ議会議員、県議会議員、パリ市議会議員又は3,500人以上の市町村議会議員を2以上兼職することはできないと定められている。したがって、県議会議員から上下両院の議員に当選し、兼職禁止の故に、県議会議員を辞職するというケースが生じることになる。2008年法以前は、こうした場合には、辞職を受けて、補欠選挙が行われなければならないと規定されていたが、2008年法は、補欠選挙を避け、補充候補者による代理を可能としている。

このように、フランスは、男性の比率が高い県議会議員選出過程の中に、女性がこの政治領域へ進出する一つの手がかりを法的に規定したのである。

注（インターネット情報はすべて2008年3月19日現在である。）

(1) Loi n° 2007-128 du 31 janvier 2007 tendant à promouvoir l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives. なお、2007年法が規定するパリテ全般の紹介に関しては、鈴木尊紘「フランスにおける男女平等政治参画—パリテに関する2007年1月31日法を中心として」『外国の立法』233号, 2007.9.を参照されたい。

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/233/023307.pdf>>

(2) Loi n° 2008-175 du 26 février 2008 facilitant l'égal accès des femmes et des hommes au mandat de conseiller général. (鈴木 尊紘・海外立法情報課)